

議案第 31 号

北名古屋市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正
について

北名古屋市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市歴史民俗資料館の観覧料を定めるため及び字句の整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条中「を図り、地方文化の発展」を「により地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上」に改める。

第5条の見出しを「（観覧料）」に改め、同条中「入館料は、無料」を「観覧料は、1人1回につき、300円」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、18歳以下の者の観覧料は、無料とする。

3 第1項の観覧料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額が含まれるものとする。

第7条を第9条とする。

第6条中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（観覧料の納入）

第6条 観覧料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 納入された観覧料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（観覧料の減額又は免除）

第7条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

北名古屋市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(設置) 第2条 郷土の考古、歴史、民俗、昭和時代の生活等に関する資料（以下「資料」という。）の収集、保存及び活用により<u>地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するため、北名古屋市に資料館を設置する。</u> <u>(観覧料)</u> 第5条 資料館の観覧料は、1人1回につき、300円とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、18歳以下の者の観覧料は、無料とする。</u> <u>3 第1項の観覧料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額が含まれるものとする。</u> <u>(観覧料の納入)</u> 第6条 観覧料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 <u>2 納入された観覧料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</u> <u>(観覧料の減額又は免除)</u> 第7条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、<u>観覧料を減額し、又は免除することができる。</u> (損害賠償)	(設置) 第2条 郷土の考古、歴史、民俗、昭和時代の生活等に関する資料（以下「資料」という。）の収集、保存及び活用を<u>図り、地方文化の発展に寄与するため、北名古屋市に資料館を設置する。</u> <u>(入館料)</u> 第5条 資料館の<u>入館料は、無料</u>とする。 (損害賠償)

第8条 資料館を利用する者が故意又は過失により施設、附属設備、資料等を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、館長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第9条 略

第6条 資料館を利用する者が故意又は過失により施設、附属設備、資料等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、館長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第7条 略